

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和6年4月10日 大津地方法務局東近江出張所 登記官 河井恒祐

記

- 1 手続番号 第1617-2022-0002号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項  
蒲生郡竜王町大字岡屋字三ノ口1721番
- 3 地目 山林
- 4 地積 254㎡
- 5 表題部所有者として登記すべき者の住所及び名称  
主たる事務所 滋賀県蒲生郡竜王町大字岡屋1498番地  
名 称 吉祥寺